

# 公募型プロポーザル説明書

## 1 業務概要

### (1) 業務の目的

令和4年度の本県における18～19歳の消費生活相談件数は前年度に比べ増加しており、令和4年4月からの成年年齢引き下げの影響がうかがわれる状況となっている。

全国的にも増加しており、今後もこうした社会経験の少ない若者の消費トラブルが懸念されることから、本事業では、若者の主要なコミュニケーションツールであるSNSを活用し、トラブルに巻き込まれないよう注意喚起を行うとともに、相談窓口や、電話・来所以外の相談方法の認知向上を図るため、WEB広告等の情報発信を行う。

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

### (4) 予算額

2,700千円

## 2 注意事項

### (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限【様式1】

令和5年6月27日（火） 午後5時

### (2) 仕様書等に対する質問書提出期限【様式3】

令和5年7月5日（水） 午後5時

### (3) 上記(2)に対する回答日等

令和5年7月7日（金）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

ただし、質問又は回答内容が、質問者の具体的な提出内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

### (4) 提案書提出場所及び期限【様式4】

#### ① 提案書提出場所

広島県環境県民局消費生活課

#### ② 提案書提出期限

令和5年7月11日（火） 午後5時

#### ③ 提出書類

「SNS等WEB広告を活用した消費生活相談に係る情報発信等業務提案書作成要領」による書類

#### ④ 企画提案公募辞退届の提出

提案書を取り下げる場合は、取り下げ願い書を提出すること。【様式5】

### (5) 提案書に関する審査

#### ① 第1次審査（書類審査）

提案書の提出が5件を超えた場合、全提案の中から優れた提案5件程度を選定する。

② 第2次審査（プレゼンテーション審査）

第1次審査により選定された提案に対し、プレゼンテーション、ヒアリングによる審査を実施することとし、第1次審査通過者に対し、実施日時・実施場所を別途通知する。

ただし、提案書の提出者が5者以下で第一次審査を省略した場合は、以下のとおり実施する。

(ア) 実施日時

令和5年7月18日（火）午後1時から午後4時までの間で別途指定する。

(イ) 実施場所

オンライン会議システム（Zoom）により実施予定

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

(ア) 「会社概要及び同種又は類似事業の受注実績及び履行実績」【様式2】

(イ) (ア)の受注実績及び履行実績を証明する書類【任意様式】

(ウ) 電子データの保存等に関する申出書【様式6】

② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(7) 仕様書について

① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。

② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

② 上記の通知を受けた者は、広島県環境県民局消費生活課に対してその理由説明を求めることができる。

③ この説明を求める場合は、別途指定する日までに、その旨を記載した書類を提出すること。

④ 上記に対する回答は、別途定める日までに、書面により行う。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (13) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。
  - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

### 3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領  
公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則  
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金  
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約  
適用なし

### 4 添付書類

- 公告の写し
- 契約書（案）
- 仕様書
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式【様式 1】
- 会社概要及び同種又は類似事業の受注実績及び履行実績【様式 2】
- 仕様書等に対する質問書の様式【様式 3】
- 企画提案提出届【様式 4】
- 企画提案公募辞退届【様式 5】
- 電子データの保存等に関する申出書【様式 6】
- 企画提案書作成要領

**【問い合わせ先】**

広島県環境県民局消費生活課 担当 松浦  
電話 082-513-2732 (ダイヤルイン)